

## 公益財団法人新潟市開発公社法令遵守要綱

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人新潟市開発公社（以下「公社」という。）の運営に関する法令遵守について、必要な事項を定める。

(職員の義務および禁止事項)

第2条 公社職員（以下「職員」という。）は、法律を誠実に遵守して業務を遂行しなければならない。

2 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自ら法律に違反する行為をすること
- (2) 他の職員に対し、法律に違反する行為を指示すること
- (3) 他の職員に対し、法律に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の職員の法律違反行為を黙認すること

3 職員は公社以外のものから法律違反行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

(窓口)

第3条 法令遵守に関する通報及び相談に関する窓口は、総務課長を責任者とした総務課とする。

(通報義務)

第4条 職員は、他の職員の法律違反行為を知ったときは、速やかに通報しなければならない。

- 2 通報は、口頭、電話、電子メール、郵便その他いずれの方法でも差し支えないものとする。
- 3 通報は、匿名でも差し支えないものとする。

(調査)

第5条 総務課は、職員から法律違反の通報があったときは、速やかに事実関係を調査する。

- 2 調査に当たり、通報者のプライバシーを保護するとともに、通報者が通報したこと、または事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取り扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

(報告と対応)

第6条 総務課は、事実関係の調査結果を理事長に報告する。

- 2 調査により、法律違反であることが判明した場合は、理事長は違反者及びその所属長に対し、中止命令を出す。

(懲戒)

第7条 理事長は、法律違反を行った職員に対し、公社職員就業規則に基づく懲戒処分を行う。

(相談)

第8条 職員は、自らの行動や意志決定が法律違反であるか、判断に迷うときは、あらかじめ総務課に相談しなければならない。

2 総務課は、相談を受けた事案が法律に違反するかどうか判断に迷うときは、顧問弁護士に相談しなければならない。

3 職員は、回答があるまで相談した事案を実行してはならない。

(自己点検)

第9条 職員は、自らの行動が法律や社会良識に沿ったものであるかどうかを別記項目に基づき、常に自己点検しなければならない。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

#### 附 則

この要綱は、公益財団法人新潟市開発公社の設立の登記の日から施行する。

#### 別記(第9条関係)

- 1 法律、条例、公社の規則・規程に反していないか
- 2 社会的な良識に照らし、問題ないか
- 3 自分自身で本当に正しいと思うか
- 4 家族や同僚に自信を持って説明できるか

※ もし判断に迷うときは、中止するか、総務課へ相談して下さい。